特別休暇・時間単位年休制度

弊社では、従業員に対し法定外休暇(特別休暇)と時間単位年休制度を導入しています。
法定外休暇は、ﾘﾌﾚｯｼｭ・家族のｹｱ等多岐にわたる目的に応じた制度となっています。
時間単位年休制度は、1時間や2時間などの時間単位で取得できる年次有給休暇であり家族の事情・小用等、従業員の都合に合わせて休むことができるため、働きやすさの向上に繋がっています。

【法定外休暇(特別休暇)】

弊社の定める法定外休暇(特別休暇)制度は、従業員の働きやすさを向上させるだけではなく、企業全体の生産性向上や人材確保にも大きく貢献しています。
弊社の特別休暇について紹介します。

《 夏 季 休 暇 》 ⇒ 7月1日～8月31日までの間で3日間取得可能

《 結 婚 休 暇 》 ⇒ 本人が結婚するとき連続5日間取得可能
(入籍日の翌日を起算日として6ヵ月以内に取得)

《 結 婚 休 暇 (子) 》 ⇒ 子(養子を含む)が結婚するとき1日間取得可能

《 配 偶 者 の 出 産 》 ⇒ 分娩日当日前後において連続3日間取得可能

《 家 族 の 死 亡 》 ⇒ 配偶者、父母(養父母を含む)及び子(養子を含む)が死亡したとき
①同居の場合　連続5日間取得可能
②同居でない場合　連続3日間取得可能

⇒ 配偶者の父母(養父母を含む)が死亡したとき
連続2日間取得可能

⇒ 兄弟姉妹が死亡したとき
①同居の場合　連続3日間取得可能
②同居でない場合　2日間取得可能

⇒ 祖父母が死亡したとき
①同居の場合　連続3日間取得可能
②同居でない場合　2日間取得可能

【時間単位年休】

時間単位年休は、働き方改革の一環として導入が進められている制度です。
年休は従業員の健やかな生活と心身の休養のための制度ですが、取得率の低さが問題視されていました。そこで弊社では年休を有効活用できるように、短い時間での取得を推進しています。

《時間単位年休》　⇒　年5日以内の限度において、時間単位での年次有給休暇が取得可能
（1日の年次有給休暇に相当する時間は、1日当たりの所定労働時間数とする）

時間単位年休の導入により、有給取得率も向上しています。

